

単独処理浄化槽の違法設置に対する確認の徹底について

(1)

国総建第 1 7 7 号

国住指第 1 5 4 5 号

環廃対発第 040910001 号

平成 1 6 年 9 月 1 0 日

各 都 道 府 県 土 木 部 長

各 都 道 府 県 ・ 政 令 指 定 都 市 建 築 行 政 主 務 部 長

各 都 道 府 県 ・ 政 令 市 浄 化 槽 担 当 部 (局) 長 殿

国 土 交 通 省 総 合 政 策 局 建 設 業 課 長

国 土 交 通 省 住 宅 局 建 築 指 導 課 長

環 境 省 大 臣 官 房 廃 棄 物 ・ リ サ イ ク ル 対 策 部

廃 棄 物 対 策 課 浄 化 槽 推 進 室 長

単独処理浄化槽の違法設置に対する確認及び指導の強化について (技術的助言)

浄化槽行政の推進については、かねてより御高配をいただいているところである。

さて、し尿のみを処理する単独処理浄化槽については、平成 13 年 4 月の浄化槽法の一部を改正する法律 (平成 12 年法律第 106 号) の施行及び平成 12 年 6 月の尿尿浄化槽の構造方法を定める件 (昭和 55 年建設省告示第 1292 号) の一部改正の施行により、その設置は原則として浄化槽法及び建築基準法に違反することとなった。

しかしながら、依然として、単独処理浄化槽 (中古品を含む。) 又はそれと同様の構造のもの (以下「違法単独処理浄化槽」という。) が便所と接続して設置される例が見受けられる。このため、浄化槽の設置等の届出の受理又は建築物の建築等に関する確認等に際して、違法単独処理浄化槽か否かの確認の徹底を図るとともに、浄化槽工事の際、違法単独処理浄化槽を設置することがないように浄化槽工事業者 (浄化槽法第 3 3 条第 2 項の規定により浄化槽工事業者とみなされるものを含む。) 及び浄化槽設備士に対する指導の強化を図られるようお願いする。

また、上記の確認及び指導に当たっては、各担当部局間において十分な連携をとられるようお願いする。

なお、貴職におかれては、管下特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方をお願いする。

(2)

平成 1 6 年 9 月 1 0 日

北 海 道 開 発 局 事 業 振 興 部 長

各 地 方 整 備 局 建 政 部 長

内閣府沖縄総合事務局開発建設部長 殿

(同上三課室長通知)

単独処理浄化槽の違法設置に対する確認の徹底について

浄化槽行政の推進については、かねてより御高配をいただいているところである。

さて、し尿のみを処理する単独処理浄化槽については、平成13年4月の浄化槽法の一部を改正する法律(平成12年法律第106号)の施行及び平成12年6月の屎尿浄化槽の構造方法を定める件(昭和55年建設省告示第1292号)の一部改正の施行により、その設置は原則として浄化槽法及び建築基準法に違反することとなった。

しかしながら、依然として、単独処理浄化槽(中古品を含む。)又はそれと同様の構造のもの(以下「違法単独処理浄化槽」という。)が便所と接続して設置される例が見受けられる。このため、別紙1及び別紙2の通り、地方公共団体及び国土交通大臣指定の指定確認検査機関に対して通知を行ったので、お知らせする。

また、貴職におかれては、貴地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、建築物の建築等に関する確認等に際して、違法単独処理浄化槽か否かの確認の徹底を図られるよう周知方願いする。

別紙1、別紙2は(1)(3)の通知である

(3)

平成16年9月10日

各指定確認検査機関(大臣指定)の長 殿

(同上三課室長通知)

単独処理浄化槽の違法設置に対する確認の徹底について

浄化槽行政の推進については、かねてより御高配をいただいているところである。

さて、し尿のみを処理する単独処理浄化槽については、平成13年4月の浄化槽法の一部を改正する法律(平成12年法律第106号)の施行及び平成12年6月の屎尿浄化槽の構造方法を定める件(昭和55年建設省告示第1292号)の一部改正の施行により、その設置は原則として浄化槽法及び建築基準法に違反することとなった。

しかしながら、依然として、単独処理浄化槽(中古品を含む。)又はそれと同様の構造のもの(以下「違法単独処理浄化槽」という。)が便所と接続して設置される例が見受けられる。このため、建築物の建築等に関する確認等に際して、違法単独処理浄化槽か否かの確認の徹底を図られるようお願いする。